

広島県告示第二百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員 西部県税事務所に所属する次の職員 大 下 智 幸	委 任 し た 事 務 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	委任した年月日 平成二十五年二月四日
東部県税事務所に所属する次の職員 宮 口 幸 夫		平成二十五年二月二六日